

香川県ふぐの処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

**香川県規則第42号**

香川県ふぐの処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香川県ふぐの処理等に関する条例施行規則（平成16年香川県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前	
<p>(試験に合格した者と同等以上の知識及び技能を有する者)</p> <p>第18条 条例第17条第2項第2号の規則で定める者は、<u>都道府県知事又は地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定に基づく政令で定める市若しくは特別区の長（以下「都道府県知事等」という。）が実施するふぐの処理に関する試験に合格し、当該都道府県知事等から当該試験に係るふぐの処理に関する免許等を受けている者であって、知事が適当と認めるものとする。</u></p>	<p>(試験に合格した者と同等以上の知識及び技能を有する者)</p> <p>第18条 条例第17条第2項第2号の規則で定める者は、<u>別表第4に掲げる都府県において同条第1項の免許に相当する免許を有する者とする。</u></p> <p><u>別表第4（第18条関係）</u></p> <table border="1" data-bbox="1178 810 2060 928"><tr><td>埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 富山県 石川県 静岡県 愛知県 滋賀県 京都府 奈良県 鳥取県 岡山県 山口県 徳島県 愛媛県 高知県 福岡県 熊本県 宮崎県 鹿児島県</td></tr></table>	埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 富山県 石川県 静岡県 愛知県 滋賀県 京都府 奈良県 鳥取県 岡山県 山口県 徳島県 愛媛県 高知県 福岡県 熊本県 宮崎県 鹿児島県
埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 富山県 石川県 静岡県 愛知県 滋賀県 京都府 奈良県 鳥取県 岡山県 山口県 徳島県 愛媛県 高知県 福岡県 熊本県 宮崎県 鹿児島県		

第8号様式（第17条関係）

（日本産業規格A列4番）

香 川 県 証 紙 欄  
(消印してはならない。)

ふぐ処理師免許申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所  
(ふりがな)  
氏 名  
電 話 番 号

ふぐ処理師の免許を受けたいので、香川県ふぐの処理等に関する条例第17条第3項の規定により申請します。

本籍地都道府県名又は国籍		
生 年 月 日	年 月 日	
ふぐ処理師試験の合格番号	第 号	
欠 格 事 項	1. 香川県ふぐの処理等に関する条例第23条第1項前段又は第2項（第1号を除く。）の規定により免許の取消しの処分を受けた後1年を経過しない者	有・無
	2. 香川県ふぐの処理等に関する条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者	有・無

注1 ふぐ処理師試験の合格番号の欄は、当該試験に合格している場合に記載してください。

2 欠格事項の欄は、該当するものを○で囲んでください。

3 次の書類を添付してください。

- (1) 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法に定める特別永住者については、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し）
- (2) 視覚若しくは精神の機能の障害又は麻薬、あへん、大麻若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書
- (3) 香川県ふぐの処理等に関する条例施行規則第18条に該当する者については、その旨を証明する書類

附 則

- 1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 改正前の第8号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

第8号様式（第17条関係）

（日本産業規格A列4番）

香 川 県 証 紙 欄  
(消印してはならない。)

ふぐ処理師免許申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所  
(ふりがな)  
氏 名  
電 話 番 号

ふぐ処理師の免許を受けたいので、香川県ふぐの処理等に関する条例第17条第3項の規定により申請します。

本籍地都道府県名又は国籍		
生 年 月 日	年 月 日	
ふぐ処理師試験の合格番号	第 号	
欠 格 事 項	1. 香川県ふぐの処理等に関する条例第23条第1項前段又は第2項（第1号を除く。）の規定により免許の取消しの処分を受けた後1年を経過しない者	有・無
	2. 香川県ふぐの処理等に関する条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者	有・無

注1 ふぐ処理師試験の合格番号の欄は、当該試験に合格している場合に記載してください。

2 欠格事項の欄は、該当するものを○で囲んでください。

3 次の書類を添付してください。

- (1) 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法に定める特別永住者については、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し）
- (2) 視覚若しくは精神の機能の障害又は麻薬、あへん、大麻若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書
- (3) 香川県ふぐの処理等に関する条例施行規則別表第4に掲げる都府県においてふぐ処理師免許に相当する免許を有する者については、その旨を証明する書類